



視察報告書

尼崎市議会議員 池田 りな

日時: 2024年11月28日(木)13時~14時

場所: グリーフケアサロン Piccola famiglia

特定非営利活動法人ピッコラ・ファミリア はちどり助産院

テーマ: お子さんを亡くされた方のグリーフケアについて

【概要】

流産・死産などでお子さんを亡くされた保護者のグリーフケアを行う、はちどり助産院を訪問しました。私の元には、お子さんを亡くされた方から「カウンセリングを受けられる場所がないか」「当事者が集まる自助会がないか」という相談が寄せられるため、今回の視察を行いました。

はちどり助産院のある東大阪市では、流産・死産等でお子さんを亡くされた方に対する訪問型グリーフケア事業や個別相談会、当事者のお話会「にじいろプレイス」が開催されています。(添付資料1・2)

グリーフケアとは、身近な人を亡くしたときの深い悲しみや喪失感を周囲が支えることです。晩婚・晩産化の進展により不妊治療を受ける人が増える一方、流産や死産を経験した女性が適切なケアを受けられていない現状です。

厚生労働省は令和3年5月に「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」という通知を出しました。(添付資料3) この通知では、悲しみや喪失感を支えるグリーフケアを既存の妊産婦支援事業を利用してきめ細かく実施するよう、自治体に求めています。

令和4年、尼崎市で12週以降に死産された方は70人いらっしゃいます。12週以下で流産した人数は把握できていません。また、18歳以下で亡くなった子どもは8人で、そのうち0歳児が4人、1歳児が1人です。

流産や死産したお母さんも本市の産後ケア事業を受けられますが、出産したお母さんとは異なるケアが必要です。現在本市では、当事者が相談窓口で電話をすると保健師が話を聞いてくれますが、電話をするハードルは大変高いです。現状の支援は不十分で、長期的に寄り添った支援が求められま

す。悲しみを抱えるお母さんの中には、医療機関で十分なケアを受けられずに傷ついたり、孤立したりする人もいます。よりよい支援について、医療者と当事者が連携して探る動きが始まっています。

私は尼崎市に対して、①お子さんを亡くされた家族へのグリーフケアを行うために本市の専門職への研修の実施、②流産・死産をしたお母さんが産後ケアを受けられるグリーフケアを行う産後ケア施設の提携を要望しました。

流産・死産等で大切な赤ちゃんを亡くされた方へ

訪問型グリーフケア事業

訪問型グリーフケア事業について

流産や死産等を経験された方、出産後に小さな赤ちゃんを亡くされた方、理由があって選択的なお別れをされた方など大切なお子様を亡くされた方の悲しみは、計り知れません。流産・死産等を経験された方が悲嘆（グリーフ）を抱えて孤立することなく、安心して過ごせるようにサポートします。

対象者

東大阪市在住の流産、死産等を経験された方 ★1

または出産後に赤ちゃんを亡くされた方 ★2

★1 流産・死産を経験された時から1年未満 ★2 赤ちゃんが生後1歳になるまで

※感染症の疑いや、入院・治療の必要がある場合はご利用できません。

内容

グリーフケアの知識をもった当事者が自宅を訪問し、心身の不調に対するピアカウンセリングなどを行います。

時間：平日の9時～17時30分まで

最大7回まで

訪問時間：概ね90分/回

利用できます。

費用

利用料金：1,400円/回

クーポン券を利用頂くと無料でご利用いただけます。

市民税非課税世帯等の方は利用料金の自己負担はありません。

5回までは
クーポン券も
利用できます

注意事項

- ◆ 市民税非課税世帯とは、住居および生計を同一とするもの全員の市民税が非課税の世帯のことです。
- ◆ 利用料は、直接実施機関にお支払いください。
- ◆ 利用日の前々日17時以降のキャンセルは、キャンセル料がかかる場合があります。
- ◆ 利用時間を短縮されても、料金は変わりません。
- ◆ 詳しくはウェブサイトをご覧ください。



東大阪市ウェブサイト

利用の流れ

①申請

保健センターで
利用申請を行う。

申請時の持ち物

- ▶ 【生活保護世帯の方】：被保護証明書
- ▶ 【市民税非課税世帯の方】：市・府民税課税証明書
- ▶ 【利用者と同一世帯以外の方が申請に来られる場合】
委任状若しくは本人確認書類

②職員から 実施機関へ連絡

保健センター担当者から
実施機関に連絡を入れ、
利用希望日を伝えます。

③後日連絡あり 利用日確定

申請日から数日以内に実
施機関から利用者へ直接
連絡が入り、利用日が確
定します。

④訪問実施

利用日に訪問を実施します。

※2回目以降の追加利用は利用
者本人から実施機関に直接申
し込んでください。

実施機関

グリーフケアサロン

ピッコラ・ファミリア（ポコズママの会関西）

住所：大阪府東大阪市東山町4-8 百光ビル3階

☎ 072-986-9744

予約連絡受付時間 火曜～土曜の10時～17時まで（祝日除く）

ご相談・利用申請窓口・お問い合わせ

東保健センター
中保健センター
西保健センター

☎ 072-982-2603
☎ 072-965-6411
☎ 06-6788-0085

旭町1-1
岩田町4-3-22-300
高井田元町2-8-27

受付時間：平日 9時～17時30分

事業に関するお問い合わせ

母子保健課

☎ 072-970-5820

FAX 072-960-3809

お空のわが子とともに生きるママ&パパとご家族のための
個別相談&お話し会

にじいろプレイス

突然の赤ちゃんとの別れ。

親にとって、これ以上の悲しみは存在するのでしょうか？

それは流産や死産で赤ちゃんを亡くされたご両親にとっても同じです。

数日であれ、数カ月であれ、確実に生きていた我が子。

一緒に愛する子どもへの想い、失った悲しみを同じ経験をされた方々と

語り合ったり、個別相談で話してみませんか。

個別相談（1組、50分）※無料

お話し会（定員4名程度）※無料

【偶数月】第4水曜日 10:00/11:00 【偶数月】第4水曜日 14:00~16:00
【奇数月】第4土曜日 10:00/11:00 【奇数月】第4土曜日 14:00~16:00

安心して想いを語れるよう、ファシリテーター
（進行役）が参加します。安心してご参加ください。

2023年

4月	5月	6月	7月	8月	9月
26日	27日	28日	22日	23日	23日
(水)	(土)	(水)	(土)	(水)	(土)

2024年

10月	11月	12月	1月	2月	3月
25日	25日	27日	27日	28日	23日
(水)	(土)	(水)	(土)	(水)	(土)

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

大竹 麻美（ポコズママの会関西代表）
大山 晴美（助産師）

流産・死産（人工死産）、子宮外妊娠、胎状奇胎、新生児死などで、
小さなお子様を亡くされたママ、パパ、ご家族

● お申込み

お話し会：申込フォームよりお申込みください 【お申込フォーム】
個別相談：お電話にてお申し込みください

● お問い合わせ

おおさか女性健康の相談センター caran-coron (カーン・コローン)

TEL 06-6910-1310 E-MAIL caran-coron@dawn-ogef.jp

主催：大阪府・大阪市 企画・運営：（一財）大阪府男女共同参画推進財団（ドーン財団）

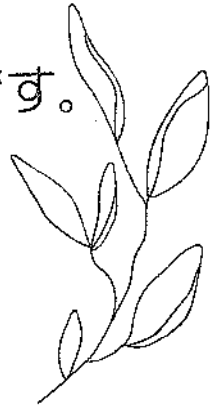




お空のわが子とともに生きるママ&パパとご家族のお話会&個別相談

にじいろプレイス

悲しみ、怒り、自責感・・・渦巻く感情
そんな想いを、安心して語れる場所です。



【お問い合わせ】

おおさか性と親縁の相談センター

caran-coron (カランコロン)

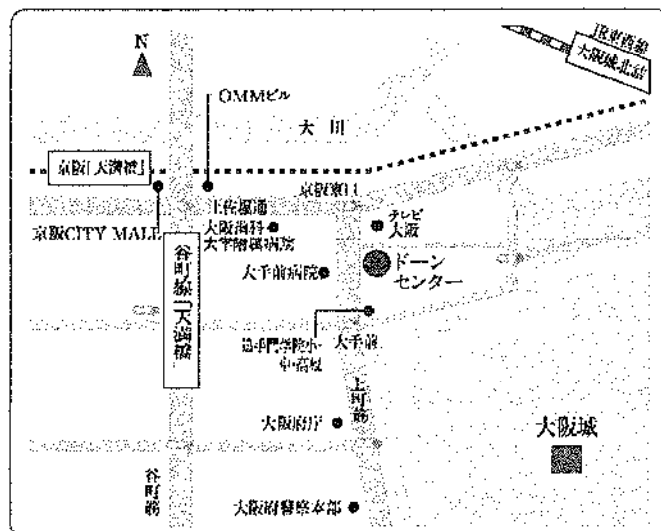
※おおさか不妊専門相談センターから名称が変更になりました

大阪市中央区大手前1-3-49ドーンセンター
(大阪府立男女共同参画・青少年センター) 内
TEL・FAX 06-6910-1310
E-mail caran-coron@dawn-ogef.jp
(受付時間)
火～金 13:30～18:00/18:45～21:00
土・日 9:30～13:00/13:45～18:00
※休室日：毎週月曜日、祝日(土日除く)、年末年始

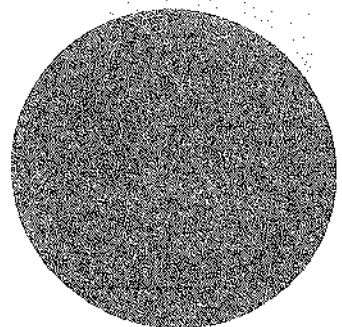
【会場案内】

ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)

- 京阪「天満橋」駅 Osaka Metro谷町線「天満橋」駅
1番出入口から東へ約350m
- JR東西線「大阪城北詰」駅
2号出入口から西へ約550m
- 大阪シティバス「京阪東口」からすぐ
- ◎ 立体駐車場あり(有料)



WEB



事 務 連 絡
令和3年5月31日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（情報提供）

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、地方自治体宛に別紙「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」（令和3年5月31日子母発0531第3号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）のとおり通知を発出しましたので、情報提供いたします。

貴団体におかれましては、内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

子母発 0531 第 3 号

令和 3 年 5 月 31 日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

（ 公 印 省 略 ）

流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性が指摘されており、例えば、内閣官房副長官を座長とした関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」の検討報告（令和 2 年 11 月）や、厚生科学審議会科学技術部会「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書（令和 3 年 5 月）、令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「流産や死産を経験した女性に対する心理社会的支援に関する調査研究」の報告書（令和 3 年 3 月）においても言及されています。

つきましては、流産や死産を経験した女性等への支援について、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）における位置づけや活用可能な国の事業等について下記のとおり整理しましたので、各自治体におかれましては、ご了解いただくとともに、地域のニーズ等も踏まえ適切な施策を講じられるようお願いいたします。また、都道府県におかれては、管下の市町村への周知をお願いします。

記

1. 法における位置づけ等

法第 6 条第 1 項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後 1 年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれます。このため、子育て世代包括支援センターにおける支援を始めとする各種母子保健施策の実施の際には、流産や死産を経験した女性を含め、きめ細かな支援を行うための体制整備に努めていただくようお願いいたします。

2. 地方自治体において活用可能な事業

流産や死産を経験した女性等へのグリーフケア等の支援に活用可能な事業として、以下のものがありますので、地方自治体においては積極的にご活用

ください。ただし、流産や死産を経験した女性は、乳幼児と同じ場でのケア等に精神的負荷を感じるという指摘もありますので、事業の実施にあたっては、適切な配慮をお願いいたします。

○ 子育て世代包括支援センター事業

子育て世代包括支援センターの支援対象者については、「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」（平成 29 年 8 月 1 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）において、「原則全ての妊産婦（産婦：産後 1 年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者」としており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

○ 産後ケア事業

産後ケア事業については、法第 17 条の 2 において、「出産後一年を経過しない女子及び乳児」が対象とされています。さらに、「産後ケア事業ガイドライン」（令和 2 年 8 月 5 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課公表）においても、本事業は「母親のみの利用を妨げるものではない」としており、産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれます。

なお、流産や死産を経験した女性が精神的負荷を感じないよう居宅訪問（アウトリーチ）型を活用すること等が考えられますので、適切な配慮をお願いいたします。

○ 産婦健康診査事業

産婦健康診査については、「産婦健康診査事業」において平成 29 年度よりその費用の一部を補助していますが、令和 3 年 5 月 31 日付で「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（平成 17 年 8 月 23 日付雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を改正し、産婦健康診査事業の対象者に、流産や死産を経験した女性も含まれる旨を明確化しております。

地方自治体におかれましては、改正の趣旨を踏まえ、適切な支援を行っていただくようお願いいたします。

○ 不妊専門相談センター事業

不妊や不育症について悩む夫婦等に対し、夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導、不妊治療と仕事の両立に関する相談対応、不妊治療に関する情報提供を行うとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修を行う事業です。

また、不妊専門相談センター内に設置された不育症相談窓口においては、流産や死産を繰り返す苦しみ等に関する心理的な相談を含めた、不育症に関する相談対応、不育症治療に関する普及啓発及び研修等の支援を行うこ

ととしています。

○ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業

令和3年度予算において、不妊症・不育症患者への支援として、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援等の充実を図ることを目的として、不妊症・不育症支援ネットワーク事業を創設しました。本事業は、不妊専門相談センター事業を実施している自治体の実施主体となり、当事者団体（自助グループ等）によるピアサポート活動等への支援、不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーによる相談支援を行うものです。

3. 国による委託事業

以下の事業により、支援者等向けの養成研修を実施しますので、地方自治体においては、関係者に周知いただくとともに、研修への参加を促していただくようお願いいたします。

（1）不妊症・不育症ピアサポーター等の養成研修

令和3年度予算において、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状態にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピアサポーターを育成するため、相談・支援に当たって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催します。併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう研修を実施します。

（2）母子保健指導者養成研修

妊産婦のメンタルヘルスに対する支援の必要性、不妊治療等の医療技術の高度化やそれに伴う倫理的な課題等、従来の母子保健が担ってきた役割やその範囲は、年々拡大し複雑化しており、このような、近年の母子保健の課題を踏まえた保健指導や支援等ができる人材を育成するため、自治体職員や医療従事者等の母子保健に携わる方を対象に研修を行います。

4. 母子保健施策のための死産情報の共有について

厚生労働省では、「母子保健施策のための死産情報の共有について（依頼）」（令和2年11月20日付子母発1120第1号政統人発1120第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長及び厚生労働省統計管理官（人口動態・保健社会統計室長併任）通知）において、保健統計主管課に対し、母子保健担当課の求めに応じた死産届に関する必要な情報共有を依頼しています。

流産や死産後に心理的負担を抱えている者に対し、子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が市町村から届き、当事者に更に強い精神的負荷がかかった事例があるという指摘もあります。地方自治体におかれましては、死産届に関する情報共有を図り、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的な支援が適切に行われるよう改めてお願いいたします。

5. 流産や死産による死胎の取扱いについて

妊娠4か月以上の死胎の火葬、埋葬等については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）により、死体と同様に取り扱われます。妊娠4か月未満の死胎については、同法の対象ではありませんが、社会通念上、丁重に取り扱うことが求められます。

いずれにしても、流産や死産をした女性等の心情にも配慮し、流産や死産による死胎が適切に取り扱われるよう、関係者への周知、理解促進等適切な対応をお願いします。